

審査委員会規程

(総則)

第1条 当財団の助成事業等を行うにあたり、その対象者等を審査するため、本財団に審査委員会を設置する。

(審議)

第2条 理事長は、定款第4条1項に基づく助成、表彰の対象者等の決定を行おうとする場合には、あらかじめ審査委員会の審議を経るものとする。

2 助成、表彰の対象候補者と直接の利害関係を有する審査委員は、その審議に加わることができない。

(審議内容)

第3条 審査委員会は、前条に基づき次の事項について審議する。

- (1) 助成金を交付する個人、団体および助成金額等に関する事項
- (2) 表彰を行う個人および団体等に関する事項
- (3) その他理事長が審議を必要と認める事項

(委員会)

第4条 審査委員会は、委員長1名と10名以上30名以内の委員で構成する。

(委員長及び委員の選任)

第5条 理事会は、委員長及び委員を選任し、理事長が委嘱する。ただし、委員長は原則として理事の中から選任する。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、委員の中から委員長代理を指名することができる。
- 3 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(委員長及び委員の任期)

第6条 委員長及び委員の任期は、選任後2年間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 補欠により選任された委員長の任期は、前任者の残任期間とする。

(名誉審査委員長)

第7条 理事長は、審査委員長経験者の中から、理事会の推薦により名誉審査委員長を委嘱することができる。

- 2 名誉審査委員長は、審査委員会等において必要に応じて助言等を行う。

(委員会の開催)

第8条 審査委員会は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

(議事録)

第9条 審査委員会の議事については、議事録を作成し、理事長に報告する。

(附 則)

公益財団法人ヤマハ発動機スポーツ振興財団

制定 平成18年11月20日

改正 平成20年12月5日

改正 平成21年4月27日

改正 平成22年10月21日

改正 平成23年4月19日

改正 平成27年5月21日

改正 平成30年2月27日

改正 令和2年2月27日

改正 令和2年10月23日